

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則 及び広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正)

第一条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行細則（平成十三年広島県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「省令第七条」を「省令第十二条、第二十二條及び第三十條」に、「縦覧」を「公表（インターネットを利用して行うものを除く。）」に、「第八条」を「第八条第一項」に、「保管及び処分に係る事業場の所在地」を「保管の場所（法第十九条において準用する場合にあつては所在の場所。以下同じ。）」に、「当該所在地」を「当該保管の場所」に改める。

第四条を削る。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）（省令第九条、第二十条及び第二十七条）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分業者用）（省令第九条及び第二十条）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（省令第十条第二項、第十一条、第二十一

ポリ塩化ビフェニ

別表中

ル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（保管事業者用）（省令第五条第一項）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書（処分業者用）（省令第五条第一項）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者の変更届出書（省令第六条）
承継届出書（省令第九条）

を

条及び第二十八条）
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書（省令第十三条、第二十三条及び第三十一条）
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限に係る届出書（省令第十四条及び第三十二条）
高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の特例処分期限に係る届出事項の変更届出書（省令第十七条及び第三十四条）
承継届出書（省令第二十五条及び第三十五条）
譲受け届出書（省令第二十六条第二項及び第三十六条）

に改め、同表提出先の

欄中「保管及び処分に係る事業場の所在地」を「保管の場所」に、「当該所在地」を「当該保管の場所」に改める。

別記様式を削る。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三十二号(一)中「第八条」を「第八条第一項」に、「保管及び処分」を「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況」に改め、同号(二)中「規定による」の次に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の」を、「状況の公表」の次に「(インターネットを利用して行うものを除く。)」を加え、同号(三)中「第十二条第二項」を「第十六条第二項」に改め、「規定による」の次に「保管事業者の地位の」を加え、同号(三)を同号(四)とし、同号(二)の次に次のように加える。

(三) 第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた旨の届出の受付

第八条第三十二号(六)中「第十七条」を「第二十四条」に改め、「規定による」の次に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関する」を加え、同号(六)を同号(五)とし、同号(四)中「第十四条」を「第十一条」に改め、「規定による」の次に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するための」を加え、同号(四)を同号(六)とし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 第十条第三項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間の特例の適用を受ける保管事業者の要件としての届出の受付

第八条第三十二号(七)中「第十八条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号(七)を同号(五)とし、同号(五)中「第十六条」を「第十二条」に改め、「規定による」の次に「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置に係る」を加え、同号(五)を同号(七)とし、同号(四)の次に次のように加える。

(五) 第十条第四項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分期間の特例の適用を受ける保管事業者の要件としての届出の届出事項の変更の届出の受付

第八条第三十二号(七)の次に次のように加える。

(八) 第十三条第一項の規定による処分等措置

(九) 第十三条第二項の規定による処分等措置に要した費用の徴収

(十) 第十五条において準用する第八条第一項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の保管及び処分の状況の届出の受付

(十一) 第十五条において準用する第九条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の保管及び処分の状況の公表(インターネットを利用して行うものを除く。)

(十二) 第十五条において準用する第十条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の処分を終えた旨の届出の受付

(十三) 第十五条において準用する第十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の確実かつ適正な処理の実施を確保するための指導及び助言

(四) 第十五条において準用する第十二条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の処分その他必要な措置に係る改善命令

第八条第三十二号(五)の次に次のように加える。

(五) 第十八条第二項第二号の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間の特例の適用を受ける所有事業者の要件としての届出の受付

(六) 第十九条において準用する第八条第一項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの届出の受付

(七) 第十九条において準用する第九条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄の見込みの公表(インターネットを利用して行うものを除く。)

(八) 第十九条において準用する第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄を終えた旨の届出の受付

(九) 第十九条において準用する第十条第四項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間の特例の適用を受ける所有事業者の要件としての届出の届出事項の変更の届出の受付

(十) 第十九条において準用する第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な処理の実施を確保するための指導及び助言

(十一) 第十九条において準用する第十六条第二項の規定による所有事業者の地位の承継の届出の受付

(十二) 第十九条において準用する第二十四条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄に関する報告の徴収

(十三) 第十九条において準用する第二十五条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る立入検査等

第八条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則(平成十三年環境省令第二十三号)に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

(一) 第十条第二項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出の受付

(二) 第十一条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所の変更の届出の受付

(三) 第二十一条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)の保管の場所の変更の届出の受付

(四) 第二十五条第二項の規定による保管事業者の事業を承継すべき相続人であること

を証する書類の提出の求め

- (五) 第二十六条第二項の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲受けの届出の受付
- (六) 第二十八条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所の変更の届出の受付
- (七) 第三十五条第二項の規定による所有事業者の事業を承継すべき相続人であることを証する書類の提出の求め
- (八) 第三十六条の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の譲受けの届出の受付

附 則

この規則は、公布の日から施行する。